

懲 戒 处 分 に つ い て

北 海 道 教 育 委 員 会
 令 和 6 年 (2 0 2 4 年) 4 月 2 5 日 付
 担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被 处 分 者	処分内容	事 案 の 概 要
1	登別市 小学校 教諭 男 性 (25歳)	停職 5か月	令和5年10月21日（土）飲食店で飲酒の上、自家用車を運転し、交差点で停車していた際、居眠りをし、通報により駆けつけた警察官による呼気検査の結果、酒気帯び運転違反の基準値を超えるアルコール濃度が検出された。
2	上川管内 中学校 事務職員 女 性 (28歳)	減給 2か月 〔給料の10分の1〕	令和5年10月28日（土）私用のため自家用車を運転中、一時停止の標識がある交差点で一時停止後、左右道路から進行していく車両の有無及びその安全確認が不十分のまま交差点に右折進入したところ、右方道路から進行してきた車両を認識し、急制動の措置を講じたが間に合わず、同車左側面部に自車左前部を衝突させ、その衝撃により被害車両をクッションドラムに衝突させ、当該車両の運転手に加療約31日間を要する頸椎捻挫等の傷害を負わせた。
3	帶広市 高等学校 教諭 男 性 (55歳)	減給 1か月 〔給料の10分の1〕	令和5年11月18日（土）、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速100キロメートルで走行し、法定速度違反をした。
4	旭川市 小学校 教諭 男 性 (41歳)	減給 1か月 〔給料の10分の1〕	令和5年11月2日（木）、自家用車を運転中、指定速度時速40キロメートルのところを時速84キロメートルで走行し、指定速度違反をした。
5	紋別市 中学校 教諭 男 性 (27歳)	減給 1か月 〔給料の10分の1〕	令和5年11月3日（金）、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速104キロメートルで走行し、法定速度違反をした。